

事務連絡  
令和3年6月29日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

## 建設工事等に係る規定の改正について

赤磐市では、入札・契約手続きの公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ効率的な事務の執行を図るため、下記のとおり規定の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1.赤磐市建設工事に係る一般競争入札（条件付）実施要綱の一部改正

##### (1) 主な改正内容

- ・別表建築一式工事の部中を次のとおり改正する。

種別	工事設計金額 (消費税額を含む。)	入札参加資格者
建築一式工事	2億円以上	特A
	8,000万円以上2億円未満	A以上
	3,000万円以上8,000万円未満	B以上
	500万円以上3,000万円未満	C以上
	500万円未満	D以上

##### (2) 施行年月日

令和3年7月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知するものについて適用する。

#### 2.赤磐市指名業者選定要綱の一部改正

##### (1) 主な改正内容

- ・別表第1建築一式の部中及び別表第2(2)建築一式を次のとおり改正する。

別表第1（第3条関係）

種別	工事設計金額 (消費税額を含む。)	入札参加資格者
建築一式	2億円以上	特A
	8,000万円以上2億円未満	A
	3,000万円以上8,000万円未満	B
	500万円以上3,000万円未満	C
	500万円未満	D

別表第2（第3条関係）

工事設計金額	←優先的に指名する順位→				
	格付				
	D	C	B	A	特A
500万円未満	1	2	3	4※	
500万円以上3,000万円未満		1	2	3	<u>4</u>
3,000万円以上8,000万円未満			1	2	<u>3</u>
8,000万円以上2億円未満				1	<u>2</u>
2億円以上					<u>1</u>

(2) 施行年月日

令和3年7月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知するものについて適用する。